

信州上田地域 健康パーク（上田地域型ヘルスツーリズム）推進協議会

設置要領

（設置目的）

第1条 上田地域の温泉・高原等の観光資源を活用しながら、旅をきっかけとして健やかにになれる体験型・滞在型・周遊型の観光コンテンツの充実を図り、もって地域づくりに活かすため、観光関連団体、学識経験者、県等で構成する「信州上田地域 健康パーク（上田地域型ヘルスツーリズム）推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会における協議事項は次のとおりとする。

- （1）上田地域型ヘルスツーリズムに関連する観光資源、イベント、ツアー、事業等（以下「関連コンテンツ」）の整理・把握
- （2）関連コンテンツの充実を図るための、会員相互による既存の取組の検討・検証
- （3）先進事例の研究
- （4）地域内周遊ツアーのプロデュースなど、新たな旅行商品の造成
- （5）関連コンテンツの一体的な広報・PR
- （6）協議会構成員ほか関連団体との連携強化

（構成団体及び委員）

第3条 協議会に常任委員、専門委員及びオブザーバー参加団体を置く。

2 常任委員、専門委員及びオブザーバー参加団体は、次に掲げる団体等をもって構成し、会長が招集する。

（1）常任委員

- ア 観光関連団体（旅館ホテル組合会、管内各地域の観光協会）
- イ 学識経験者（長野大学、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、一般社団法人グローバル・リソース・センター）
- ウ 長野県（上田地域振興局、上田保健福祉事務所、上田建設事務所）

（2）専門委員（協議会の開催地域やテーマに応じ随時出席）

- ア 上田地域の「健康づくり×観光」を考える懇談会 参加者

（3）オブザーバー参加団体（随時出席）

- ア 市町村（観光担当課、健康づくり支援担当課）
- イ 上田地域広域連合（上田地域観光協議会事務局）

3 協議会の会長及び副会長は学識経験者の中から選出し、長野県上田地域振興局長が指名する。

（外部専門家等の招聘）

第4条 会長は、必要と認めるときは、専門的知見を有する者、地域づくりに資する団体・事業者等に出席を求めて意見を聞くことができる。

（作業部会）

第5条 会長は、必要と認めるときは、作業部会を開催できる。

(公開)

第6条 協議会は、原則公開とする。ただし、公開しないことが適当と認められる場合は、非公開とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、長野県上田地域振興局商工観光課が担当する。

(上小地域観光戦略会議との連携)

第8条 第1条の設置目的を推進するため、上小地域観光戦略会議との連携を図る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年8月31日から施行する。